

関東信越厚生局麻薬取締部

業務概要

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督を受けて、麻薬及び向精神薬取締法、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、覚醒剤取締法、医薬品医療機器等法及び麻薬特例法に係る次の職務を遂行しています。

- **捜査**(特別司法警察員として麻薬等事犯の取締り)
- **鑑定**(押収された麻薬等不正薬物の鑑定など)
- **正規麻薬等の不正流通防止**(医療用麻薬・向精神薬の生産、流通、施用等の適正管理など)
- **国際協力**(国際機関との協力、国際捜査共助)
- **薬物乱用防止の啓発活動**(関係機関、都道府県、地域ボランティア団体との連携による啓発活動など)
- **再乱用防止対策**(保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用者等に対する再乱用防止プログラムの実施や地域資源への引継ぎなど)

職員数(令和7年4月1日現在)及び採用内定者数

- 関東地区の定員**92名**(全国の定員**301名**)
- 全国の定員における比率
男女比(男性約**76%**、女性約**24%**)
- 職種の比(事務官約**40%**、技官(薬剤師)約**60%**)
- 全国麻薬取締部における採用内定者数(直近3年度)
23名(R5年度) **15名**(R6年度) **9名**(R7年度)



採用後の待遇

- 他の麻薬取締部に異動があり、勤務地は、**全国8部、1支所(沖縄)、3分室(横浜、神戸、小倉)**です
- 採用後、**捜査部門、調査総務部門、国際部門**又は**鑑定部門**で経験を積んでいきます(他機関への出向もあります)
- 学校教育法に基づく大学を卒業した者は、**通算して1年以上麻薬取締りに関する事務に従事すると麻薬取締官となることができます**
- 経験年数に応じた研修を実施しており、必要な知識の習得が可能です
- 本人の能力、経験年数を勘案して昇進等していきます

先輩職員からのメッセージ

私は、令和5年4月に採用され、尾行や張込など捜査業務に従事しています。時には、夜間におよぶ長時間の捜査もあり、大変な時もありますが、事件を解決できた時には何にも代え難い達成感を得ることができます。薬物犯罪を撲滅したいと情熱を持っている方、仕事にやりがいと達成感を求める方はぜひ麻薬取締部で我々と一緒に働きましょう。【令和5年国家一般職採用】

【お問い合わせ先】

関東信越厚生局麻薬取締部 調査総務課

〒102-8309 東京都千代田区九段南1-2-1九段第三合同庁舎17階

TEL:03-3512-8688(代表) e-mail:kantou-saiyou@mhlw.go.jp

ホームページ:https://www.ncd.mhlw.go.jp

